

茨城県環境審議会について

1 設置根拠

環境基本法第 43 条、茨城県環境審議会条例

2 審議事項

県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

- ・ 環境基本計画 ・ 地球温暖化対策実行計画
- ・ 湖沼水質保全計画 ・ 廃棄物処理計画 等

3 専門部会

名称	組織	審議事項
霞ヶ浦専門部会	知事が指名した審議会委員及び特別委員で構成する。	霞ヶ浦の水質保全に係る専門的な事項を継続的に調査審議するとともに、審議会の付託事項について調査審議する。
水質環境基準類型指定専門部会		県内の公共用水域の水質環境基準類型指定等に係る専門的な事項を調査審議するとともに、審議会の付託事項について調査審議する。
公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会		県内の公共用水域・地下水の水質汚染事案対策に係る専門的な事項を調査審議するとともに、審議会の付託事項について調査審議する。

(参考) その他の環境関連の審議会等（県民生活環境部所管）

名称	設置目的 [根拠法令等]
茨城県自然環境保全審議会	自然環境保全に関する重要事項（自然公園・鳥獣保護管理・温泉）を調査審議する。 [自然環境保全法]
茨城県環境影響評価審査会	規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとして法令に定められた事業（道路、ダム、発電所等）について審議する。 [環境影響評価法、茨城県環境影響評価条例]
茨城県公害審査会	公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁を行うことにより、迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。 [公害紛争処理法、茨城県公害紛争処理条例]

上記のほか、

森林の整備・保全 … 茨城県森林審議会（農林水産部所管）

環境放射線の監視 … 茨城県東海地区環境放射線監視委員会（防災・危機管理部所管） 等

《参考》

茨城県環境審議会条例（平成6年茨城県条例第26号）

（趣旨）

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項の規定に基づき、環境の保全に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の名称）

第2条 審議会の名称は、茨城県環境審議会とする。

（組織）

第3条 審議会は、知事が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第4条 知事は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、知事が委嘱する。

3 特別委員は、特別の事項の調査審議が終了したときは、その職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 知事は、専門的な事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、知事が指名する。

（組織及び運営に関する特別の定め）

第8条 審議会が水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務を行う場合の審議会の組織及び運営に関しては、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第7条各号に掲げる基準に従うものとする。

（幹事）

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、委員を補佐する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。